

市からのお願い

ごみステーションについて

地域でごみステーションを設置する場合や廃止する場合、移動、増設、機材の変更をする場合など、ごみステーションに関することは、利用する皆さんで相談された後、市と協議して決定します。また、1ヵ所のごみステーションは、維持管理や環境衛生の点から10戸前後での利用を基準としています（戸別収集はしていません）。ごみステーションの設置場所の移動、変更等の場合（輪番制は最短でも1年間の周期でお願いします）は、2週間前までに市に連絡してください。なお、以下の場所への設置はできません。

- ①歩道、路肩または道路上への固定式のごみ箱やごみボックス等の設置。
- ②公園、空き地、子どもが出入りする箇所に隣接する場所への設置。
- ③貯留池・雨水調整池（災害時に利用する場所）
- ④その他、危険と思われる場所（道路交通法に違反する場所も含む）への設置。
- ごみステーションは皆さん
が自主的に管理する場所
です。ごみステーション周辺の清掃や除雪は、利
用する皆さんのが協力して
行いましょう。

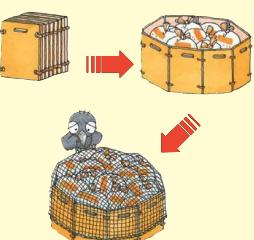


カラス除けサークル

市では、カラスの被害を防止するため、効果が得られている「カラス除けサークル」を推奨しています。

サークルと一緒にごみネットを使用します。ネットの周辺には重しとなる金属製のチェーン等をつけるとより効果があります。

詳しくは、廃棄物対策課（☎ 011-383-4217）へ



不法投棄

- 不法投棄の現場を見かけたときは、車のナンバーや投棄者の特徴などを警察署（☎ 110番または江別警察署生活安全課☎ 011-382-0110）に通報してください。
- 不法投棄されたごみは、土地の所有者、管理者の責任で処理しなければなりませんので、ごみを捨てられないよう適正な管理に努め、柵の設置などの予防対策をお願いいたします。

**野外焼却・不法投棄は、
5年以下の懲役または1千万円（法人は3億円）以下の罰金が科せられます。**

ライター等のごみ混入

ごみ収集車や処理施設の火災の危険があります。

- 「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の中に小型充電式電池、ガスカセット缶、スプレー缶、ライターなどの発火のおそれがあるごみが混ざると、ごみ処理施設や収集車両などの火災事故につながり大変危険です。
- 小型充電式電池、ガスカセット缶、スプレー缶、ライター、乾電池などは、「危険ごみ」の収集日に、透明または半透明の袋に入れてごみステーションへ出してください。



事業活動で出たごみ

- 店舗・事業所など事業活動に伴って出るごみは、事業者の責任において処理しなければならないことから、家庭用のごみステーションに出すことはできません。
- 下記の市が許可した収集運搬許可業者と契約するなどして、適正に処理してください。
- お問い合わせは廃棄物対策課（☎ 011-383-4211）へ。

江別市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

業者名	電話番号
有農栄	011-385-1567
江別清掃株	011-383-3261
江別ビル管理株	011-384-2047
道央衛生株	011-383-9080
株北海道理水	011-382-2081
株ニッタイ	011-385-6881
株石川組	011-385-3336

放置自転車を見かけたら

放置された自転車を見かけた場合は、江別警察署生活安全課（☎ 011-382-0110）、または最寄の交番に連絡してください。

※盗まれた自転車の疑いがありますので、防犯登録証の有無の確認もお願いします。

詳しくは、廃棄物対策課（☎ 011-383-4217）へ

不法焼却・野外焼却

- 野外において、ドラム缶や素掘りの穴などでごみを燃やすことは法律で禁止されています。

